

IOSCO協力会員諮問委員会(AMCC)中間会合等の模様について



平成28年10月19日
日本証券業協会

会議名及び開催日：

1. IOSCO協力会員諮問委員会 (AMCC) 中間会合
(9月25日(日)～26日(月))
2. AMCC研修セミナー
(9月27日(火)～28日(水))

開催地：米国 シカゴ

参加者数：AMCC中間会合 約70名、研修セミナー 約140名



1. 協力会員諮問委員会(AMCC)中間会合

<9月25日(日)>

● 歓迎の辞

スピーカー

- Mr. José Carlos Doherty, AMCC議長, ブラジル金融資本市場協会(ANBIMA) CEO
- Ms. Karen Wuertz, AMCC副議長, 全米先物協会(NFA) Senior Vice-President
- Mr. Paul Andrews, IOSCO事務局長

● グローバル・サイバーセキュリティ 資産運用ベンチマーク調査(2016)

スピーカー

- Mr. Peter Salmon, AMCC投信サイバーセキュリティ議長, ICIグローバルSenior Director of Operations and Technology

<主なポイント>

ICIグローバルでは、資産運用業者のサイバーセキュリティへの対応状況について継続的に調査を行っている。最近の主な傾向としては、① CISO (Chief Information Security Officer) 設置会社の着実な増加、② 情報セキュリティ部門の社員への研修拡充・資格取得の奨励、③ 社内端末等パスワードの複雑化・変更の高頻度化、④ 事故発生時の詳細な対応計画の文書化、⑤ 情報共有プラットフォーム (ISACs、US-CERT) への参加拡大、⑥ サイバー攻撃保険の伸び止まり等が見受けられている。

これらの傾向に大きな違和感はないものの、上記③については、パスワードの複雑化・変更の高頻度化が行き過ぎると、社員サイドで各自が安易な規則性を用いて設定・変更を行うようになり、紙に書き留めたりするケースが多くなるなど、かえってセキュリティが低下しかねない状況も生じており、適度なバランスが必要である。また、上記⑥については、保険の加入コストとの見合いから各社で見直しが行われているようである。

● AMCC FinTechタスクフォース(WS1 ～3): 議論の状況

スピーカー

- Ms. Karen Wuertz, AMCC副議長, FinTech TF議長, 全米先物協会(NFA) Senior Vice-President

<主なポイント>

本年3月、AMCC内にFinTechについて検討を行うタスクフォース(TF)を立ち上げ、その下に3つのワークストリーム(WS)を設置した。WS1は、FinTechの現状を概観することを目的としており、本年5月に実施したFinTechの証券市場へのインパクトに関する調査では、多くのメンバーから回答が寄せられた。現在は、エマージングリスク委員会(CER)からの要請に基づき、上記調査の中から社債の取引プラットフォームの現状を概観するレポートを取りまとめている。WS2では、分散型元帳技術(DLT)が資本市場にどのように活用される余地があるかを検証しており、本年7月に国際取引所連合(WFE)がイニシアチブを取り調査を実施した。WS3では、FinTechに規制主体が果たす役割について検討を行っている。英国金融行為監督機構(FCA)が提唱するサンドボックス・アプローチは大きな示唆になるだろう。

他方、IOSCOは今後エマージング・リスク委員会や各政策委員会においてFinTechにどのように関与していくかを検討していくが、検討過程はウェブサイト等で公表し、透明性のある形で進めていく。

● AMCC FinTechタスクフォース(WS1): 取引分野のトレンド及び技術革新

スピーカー

- Mr. Michael Abramowitz, 全米先物協会(NFA) Director of Market Regulation
- Mr. Sean Davy, 米国証券業金融市場協会(SIFMA) Managing Director, Corporate Credit Markets Division

<主なポイント>

WS1では、社債の取引プラットフォーム(TPF)の現状について、Fintechの視点から概観するレポートを取りまとめている。ここ数年、欧米の社債市場では流動性の低下に加え取引記録の保持・報告を求める規制動向とともに、TPFが増加している。

最近のトレンドとしては、個々のTPFが特定の銘柄を選定してマッチング・セッションを行うことで流動性の向上を図ることや、過去の取引データや最良執行分析・取引コスト分析を提供することで価格発見機能の向上を図ることなどが行われている。他方、TPFの乱立は市場の分断を加速することに繋がるが、現在、API(取引主体を複数のTPFに比較可能な形で連結するインターフェイス)の開発が進められており、今後の市場分断の解消が期待されている。その他の課題としては、根本的な市場環境の改善に加えて、各取引主体のAPI導入にかかるコストの低減、取引の匿名性確保等があると考えられる。

● AMCC FinTechタスクフォース(WS2): WFEによるDLTサーベイの結果

スピーカー

・ Ms. Nandini Sukumar, AMCC WS2 on DLT議長, 国際取引所連合(WFE) CEO

<主なポイント>

本年7月、WS2では、WFEが主導し各国の取引所を始めとする市場インフラ機関(FMI)に対して、DLTの資本市場での活用可能性について調査を行った。調査の結果、FMIの多くは既存業務への代替、コスト低減の手段としてDLTの活用を期待しているが、一部のFMIでは、DLTを活用した新たなサービスの提供と収益機会の創出を期待しているとのことである。

既存業務への代替可能性としては、清算と決済、(取引高のそれほど多くない社債、店頭デリバティブ取引、債券レポ取引等の)取引のマッチングとコンファメーション、コーポレートアクション、クラウドファンディング等様々な分野が挙げられた。また、本分野における課題としては、統一的な安全基準の策定、法律・規則上の不透明性の解消などが挙げられた。

● CMEによるFinTechの見方

スピーカー

・ Mr. Simon Turek, CME グループSenior Director, Government Relations

<主なポイント>

CMEでは、DLTによる取引所の既存プロセスの代替・改善の可能性について検討を行っている。可能性としては、取引のマッチングからポストトレード、担保管理の分野にかかるコストと時間を大幅に削減できる余地があるのではないかと考えている。特にデリバティブ取引の分野においては、DLTを活用したスマートコントラクトを通じて、契約の締結から担保権の執行、決済まで一連のサイクルを効率的に管理することが可能となる。なお、これらの技術革新を後押しするためには、グローバルレベルでの標準化を推進するコーディネーターの存在が必要であると感じている。

<9月26日(月)>

● 歓迎挨拶

スピーカー • Mr. Daniel Roth, 全米先物協会(NFA) President and CEO

● IOSCO議長からの説明

スピーカー • Mr. Ashley Alder, IOSCO議長, 香港SFC CEO(電話会議システムによる参加)

<主なポイント>

最近のAMCCの活動について、FinTechの現状及びリスクの所在把握など、IOSCOの主要課題への多大な貢献に感謝している。現在、IOSCOが抱えている課題としては、新興市場のニーズをどのように取り込んでいくか、G20や金融安定理事会(FSB)などとのコミュニケーションをいかに強化していくかが重要性を増しつつある。FSBとの関係では、足元ではアセットマネジメント業務の脆弱性に関する政策提言への対応に取り組んでいかなければならない。

それ以外にも、FICC市場における行為規範の問題、社債市場の流動性に関するデータギャップの問題、クロスボーダーでの規制の調和に関する問題など、様々な課題がある。AMCC中間会合では、これらの多くの課題を含めメンバー間で活発な意見交換が行われることを期待している。

● IOSCO事務局長との対話

スピーカー • Mr. Paul Andrews, IOSCO事務局長

<主なポイント>

IOSCOの今後の方向性を定めていく上で、5つの視点(① 構造的な脆弱性を有する残された分野はないか、② オペレーショナルリスクを有する残された分野はないか、③ 投資者保護の視点から更に取り組むべきことはないか、④ データギャップが生じている分野はないか、⑤ FinTechの進展にIOSCOとして取り組むべき課題は何か)から新たな課題を検証していきたいと考えている。そのためには、今後益々AMCCの協力が不可欠になっていくだろう。

● 取引プラットフォームのクロスボーダー規制

司会	• Mr. Paul Andrews, IOSCO事務局長
スピーカー	• Mr. Gavin Hill, 国際取引所連合(WFE)Head of Regulatory Affairs • Mr. Vince A. McGonagle, 米国商品先物取引委員会(CFTC) Director of the Division of Market Oversight • Mr. Laurent Paulhac, CEO SEF, ICAP • Ms. Bella Rozenberg, 国際スワップデリバティブ協会(ISDA) Senior Counsel and Head of Regulatory Legal Practice Group

<主なポイント>

米国と欧州にスワップ執行ファシリティ(SEF)を展開する企業では、米国商品先物委員会(CFTC)と英国金融行為監督機構(FCA)の国家間の相互承認の枠組みが十分に整備されておらず、ライセンスを受けるまでに非常に長い時間がかかっている。欧州委員会(EC)による同等性評価は、他国の規制の枠組みを尊重しているとは言えず、また、CFTCも同じようなスタンスでいるためお互いの溝が埋まっていない。

究極的にはアウトカムベース・アプローチ(効果の同等性を重視すること)が理想だと考えられる。そのための一助として、ISDAではドッド・フランク法の趣旨に沿ってCFTCが考慮すべき政策目的(効果)を公表している。

● IOSCO第8常設委員会(リテール投資家担当)の取組み

スピーカー	• Mr. José Carlos Doherty, AMCC議長, ブラジル金融資本市場協会(ANBIMA) CEO
-------	---

<主なポイント>

現在、IOSCO第8常設委員会(リテール投資家担当)の主な検討課題としては、① 高齢投資家の脆弱性への対処、② 行動経済学の投資者保護への応用、③ 世界投資者週間(World Investor Week)の実施、④ FinTechに関する投資者保護等がある。同委員会の検討課題へのAMCCメンバーの積極的な貢献を期待する。

● 資産運用・管理の活動から生じる構造的な脆弱性に対するFSBによる政策提言

スピーカー

・ Ms. Patricia Menandro, ブラジル金融資本市場協会(ANBIMA)

＜主なポイント＞

本年6月、金融安定理事会(FSB)は、今後のシステム上重要な非銀行・非保険金融機関(NBNI G-SIFIs)の範囲も見据えつつ、潜在的な金融安定リスクをもたらし得る資産運用業の構造的な脆弱性の把握と対処策について政策提言を公表した。

AMCCメンバーからは、FSBが主張するファンドの流動性ギャップが受益者の解約殺到を招き、金融安定リスクに繋がるというシナリオについては十分な裏付けが存在するとは言い難い、また、市場参加者の一部に過ぎないファンドのみでストレステストを行うことの実効性、流動性プロファイル開示や提唱された流動性管理ツールの適切性等については多角的な検証が必要であり、今後のFSBでの結論付け及びIOSCOでの議論を注視していく必要がある等のコメントがあった。

● Brexit: 市場関係者への示唆

スピーカー

・ Mr. Dan Waters, ICIグローバルManaging Director

＜主なポイント＞

今後、英国がEU条約第50条に基づくEU離脱の手続きをどのように進めていくかは、未だ明らかになっていない点が多く、金融セクターにおいても捉えどころのない不安が広がっている。特に、単一パスポートの問題がどのように収束するかは関心の高い点ではあるが、英国のEU市場へのアクセス継続は人・モノ・資本・サービスの自由な移動を等しく受け入れることが要件となっており、2017年に行われるであろう同条約50条手続きの発動後2年以内に終了する交渉で決着するが、その帰結は、他のEU諸国の政治動向も絡んでおり、現時点ではまだ予想できない。

EU各国では、既に英国の離脱後を見据えて市場間の競合が過熱しつつあるが、市場関係者は市場・規制の分断に繋がることを懸念している。

● 規制関係グループ(RAG)

司会	・ 石倉 宏一, AMCC RAG議長, 日本証券業協会執行役 政策本部共同本部長
スピーカー	・ Mr. Nehal Vora, ボンベイ証券取引所(BSE) Chief Regulatory Officer ・ Ms. Renu Bhandari, インドナショナル取引所(NSE) Chief Manager ・ Mr. Daniel Sibears, 米国金融取引業規制機構 (FINRA) Executive Vice President ・ Mr. Christian Vollmuth, ドイツデリバティブ協会(DDV) Managing Director ・ 宮原 史明, 日本証券業協会 国際部長

＜主なポイント＞

AMCCメンバーが、各市場における最近の自主規制その他の取組み、新たな規制上の課題等について報告し、情報・意見交換を行った。

1. ボンベイ証券取引所(BSE)：投資者の利便性向上のための取組み
2. インドナショナル証券取引所(NSE)：インド市場の取引参加者への規制手法
3. 米国金融取引業規制機構(FINRA)：メンバー会社における利益相反の緩和・管理の取組みに対する継続的な評価
4. ドイツデリバティブ協会(DDV)：個人投資家向けの保険ベースパッケージ型投資金融商品(PRIIPs)の開示規制
5. 本協会(JSDA)：アナリストによる取材等ガイドラインの概要

● 自動取引: CFTCのプロポーザル

スピーカー	・ Mr. Bryan Durkin, CMEグループSenior Managing Director and Chief Commercial Officer
-------	--

＜主なポイント＞

2010年に生じたフラッシュ・クラッシュのように、アルゴリズム取引は時に市場に破壊的な影響をもたらす可能性があると考えられている。現在、CFTCではアルゴリズム取引を行う自己売買トレーダーを登録制に移行するための新規則及びガイドラインの策定を進めているが、その究極の目的はアルゴリズム取引を取り巻く「エコシステム」を確立することであり、その枠組みにはSROであるNFAも組み込まれている。他方、現在の規則案は複雑で分かりにくく、その点はCFTCも理解しているが、今後より一層の定義の明確化等が望まれる。

● FSBの気候関連開示に関するタスクフォース

スピーカー

- Mr. Bruno Bertocci, Managing Director, UBSアセットマネジメントHead of Sustainable Investors、FSB Climate-Related Financial Disclosureタスクフォース(data users)

<主なポイント>

2015年11月のアンタルヤ・サミットでは、金融安定に関わる新たなリスクとして、昨今世界的にも大きくなりつつある「気候変動」が取り上げられた。気候変動が金融安定に及ぼす潜在的なリスクは極めて複雑であるが、金融安定理事会(FSB)は、昨年12月に気候変動関連の開示に関するタスクフォース(TF)を立ち上げた。

TFは、現在400を超える機関がバラバラに行っている上記開示について、グローバルレベルの基準と枠組みを策定することを目指しており、本年末までに提言を取りまとめることとされている。AMCCとしても、本件検討の動向を注視していくこととしたい。

2. 協力会員諮問委員会(AMCC)研修セミナー

<9月27日(火)>

● 歓迎挨拶

スピーカー

- Mr. José Carlos Doherty, AMCC議長, ブラジル金融資本市場協会(ANBIMA) CEO
- Ms. Karen Wuertz, AMCC副議長, 全米先物協会(NFA) Senior Vice-President

<主なポイント>

第9回目の研修セミナーの開催に当たり、40を超える国・地域からの140名を超える参加者を歓迎する。今年の研修セミナーでは、最近の規制機関の関心事項として、リスクベースの監督、執行のツールとリソース、サイバーセキュリティ、市場監視の手法、リテール投資家保護等を取り上げる。参加者には、この研修を通じて自国で活用できるアイデアがあれば是非持ち帰ってほしい。また、規制機関・AMCCメンバーとのネットワークを各自が広げることが期待している。

● IOSCOの戦略的方向性及び優先課題 — IOSCO原則の重要性

スピーカー

• Mr. Paul Andrews, IOSCO事務局長

＜主なポイント＞

IOSCOには、① 投資者保護、② 公正かつ効率的な市場の実現、③ システミックリスクの削減の3つの優先事項がある。これらを実現するため、世界の95%以上の証券規制監督当局が集まり、各国・地域の証券規制が満たすべき38の基本原則に沿いながら、基準設定主体としての役割を遂行している。本研修セミナーは、IOSCOメンバーの一員として重要課題に対する認識や考え方を共有し、キャパシティ・ビルディングに繋げる貴重な機会だと考えている。

● リスクベースの監督に関するセッション

スピーカー

- Mr. Joe Jorgensen, 全米先物協会(NFA) Associate Director of Risk Management
- Mr. James R. Reese, 米国証券取引委員会(SEC) Assistant Director, Office of Risk Analysis and Surveillance, OCIE

＜主なポイント＞

SECコンプライアンス検査局(OCIE)にはリスク分析の専門官を置いており、毎年どの分野に重点を置くべきかを分析・検討のうえ、年初に監査優先事項(examination priorities)として公表している。本年は、投資アドバイザーによる顧客の資産流動性の管理、適切な商品勧誘、サイバーセキュリティ等にフォーカスすることとしている。

また、現在米国には約4,000社のブローカー・ディーラーが存在しているが、全ての会社を毎年オンサイトで検査することはできないため、限られたリソースをリスクの高い会社を中心に投入することも重要になる。NFAでは、自主規制機関として会員に関する公知情報、財務情報その他の情報を収集し、リスクの高い会社を査定している。

● 執行のツールとリソースに関するセッション

スピーカー

• Mr. Renato Mariotti, Partner, Thompson Coburn LLP

<主なポイント>

規制のエンフォースメントを確保するためには、違反行為を抑制するために必要かつ十分なツールを用いる必要がある。悪質なケースについては、各国の責任ある規制機関が行政処分ではなく刑事責任を問うための調査・告発・起訴を行っていく必要があるが、刑事罰は重大な結果を伴うため、規制機関としても適切なリソースの投入と十分な準備が必要である。

プロセスとしては、① 不正行為の特定とそれを裏付ける情報の収集(関係者からのヒアリング、データの分析等)、② 証拠固め(取引データ、勘定元帳、公私Eメール、手書きのメモ、本人・関係者の証言等)、③ 告訴(検察官との関係構築、できるだけ幅広い情報提供等)、④ 法廷での立証への積極的な参画・協力のそれぞれに留意しながら進めていく必要がある。

● ブレイクアウト・セッション

引き続き、研修参加者間で、執行又は監督からテーマを選択し、少人数のグループディスカッション及び発表が行われた。

● データ解析、分析及びツールに関するセッション

スピーカー

- Mr. Michael Abramowitz, 全米先物協会(NFA) Director of Market Regulation
- Mr. Mark Bramante, 米国証券保管振替機関(DTCC) Vice President

<主なポイント>

2009年のピッツバーグ・サミットにおいて、店頭デリバティブ取引のTR(取引情報蓄積機関)への情報集約が求められたことを受け、現在、TRIは米国、欧州、日本を始め6か国・地域に設置され、業務を遂行している。今後の課題は、各国・地域における規制の複雑化、市場参加者の多様化にいかに対応し、データの標準化と報告要件の簡素化を進め、蓄積情報の活用を実現していくかであろう。スワップ執行ファシリティ(SEF)が記録する情報についても、それを分析・判断するのは人間であることを踏まえ、活用しやすい記録形態・監査証拠の生成やグラフ化等を実現していく必要がある。また、店頭デリバティブ取引の原資産の属性等を示すUPI(固有商品識別子)の策定に当たっては、ISDAの分類方式とISINコードの有機的な調和が望まれる。

<9月28日(水)>

● サイバーセキュリティに関するセッション

スピーカー

- Mr. Mark Clancy, Soltra社CEO、米国証券保管振替機関(DTCC)元Managing Director and Corporate Information Security Officer
- Mr. Thomas Deinet, ヘッジファンド基準審議会 (HFSB) Executive Director
- Mr. David Glockner, 米国証券取引委員会(SEC)シカゴ事務所Director
- Moderator: Mr. Peter Salmon, ICIグローバルSenior Director of Operations and Technology

<主なポイント>

米国SECでは、昨年9月にブローカー・ディーラー(BD)及び投資アドバイザー(IA)を対象とするサイバーセキュリティ保護の対応状況の監査結果を公表した。本年、SECはBD及びIAにおける態勢整備に関するテストと査定をさらに深化させる予定である。

最近のサイバー攻撃は巧妙化・多様化していることに加え、本年2月にはバングラデシュ中央銀行が単一銀行の被害額としては過去最大となる不正送金を引き起こされるなど、手口と規模が大胆になっている点にも注意が必要である。個社の対応は、従業員の教育・訓練、システムの防御力強化、侵入テストの実施、モニタリングの継続等多岐にわたるが、コストをかけようと思えば際限がない分野でもあり、守るべきデジタル資産(crown jewel)を特定してコストとベネフィットの最適化を図るべきである。また、サイバー攻撃は国境を超えて行われるものであり、各国・地域の規制監督当局は、クロスボーダーでの連携を深めていくことが重要である。

● 市場監視に関するセッション

スピーカー

- Mr. Thomas LaSala, CMEグループManaging Director and Chief Regulatory Officer
- Mr. Nehal Vora, インドボンベイ証券取引所(BSE) Chief Regulatory Officer
- Moderator: Mr. Ed Dasso, 全米先物協会(NFA) Vice President of Market Regulation

<主なポイント>

CMEグループは、CME、CBOT、NYMEX、COMEXの4つのデリバティブ取引所を傘下に持っているが、市場監視部門は1拠点(シカゴ)に集約するとともに、同拠点で全ての市場取引を統合した監査証跡(integrated audit trail)を作成し、一元的な市場監視を実施している。また、仲介業者や市場を跨いだ取引でも最終投資家ごとにマッチングさせるシステムを導入しており、不公正取引の発見に活用している。

BSE(インド)では、取引所が証券会社の取引データベースに直接アクセスできる規制上・システム上の枠組みを構築し、不公正取引の早期発見と、限られた人的リソースの有効活用を図っている。また、BSEにおいても最終投資家ごとの識別番号を通じた取引の名寄せシステムを導入している。

● ブレイクアウト・セッション

引き続き、研修参加者間で、サイバーセキュリティに対して政府・規制当局・金融機関が果たすべき役割、課題等について少人数のグループディスカッション及び発表が行われた。

● リテール投資家保護の手法に関するセッション

スピーカー

- Ms. Claudyne Bienvenu, カナダ投資業規制機構 (IIROC) Vice President of Quebec
- Ms. Cindy David, フランス金融市場庁 (AMF) Project Manager
- Mr. Daniel Sibears, 米金融取引業規制機構 (FINRA) Executive Vice President

＜主なポイント＞

IIROC(カナダ)では、規制当局等と連携して初めて投資アドバイザーに対する覆面調査を実施した。その結果、アドバイザーの経験・知識と乖離したハイレベルな役職名の多用、手数料その他の報酬の説明不足などの問題点が把握された。IIROCとしては、今後これらの問題について順次対処していく。

AMF(フランス)では、昨今のFX取引の苦情の増加に伴い、警告サイトをオープンしたところ、7週間で37,000クリックがあった。同サイトはAMFのサイトにリンクしており、そこに掲載した分かりやすい注意喚起のためのビデオクリップ等を通じてリスクを正しく把握してもらう取組みを行っている。

FINRA(米国)では、昨年4月に開設した高齢投資者向けの電話相談窓口に、これまで6,000件以上の相談が寄せられている。同ラインには投資前の相談も多く、投資詐欺の防止にも一定の成果を上げていると考えている。

● 次回のAMCC中間会合及び研修セミナー

次回のIOSCO AMCC中間会合及び研修セミナーは、2017年秋、ボンベイ証券取引所(BSE)の主催により、インドムンバイにて開催される予定。

2015 年度の証券業界における電力使用量等及び環境問題への取組み
に関する調査結果について（概要）

平成 28 年 10 月 18 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 調査概要

（１）調査対象会社 会員証券会社 250 社

（２）調査対象期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

2. 2015 年度の「事業者全体」の電力使用量等及びエネルギー使用量

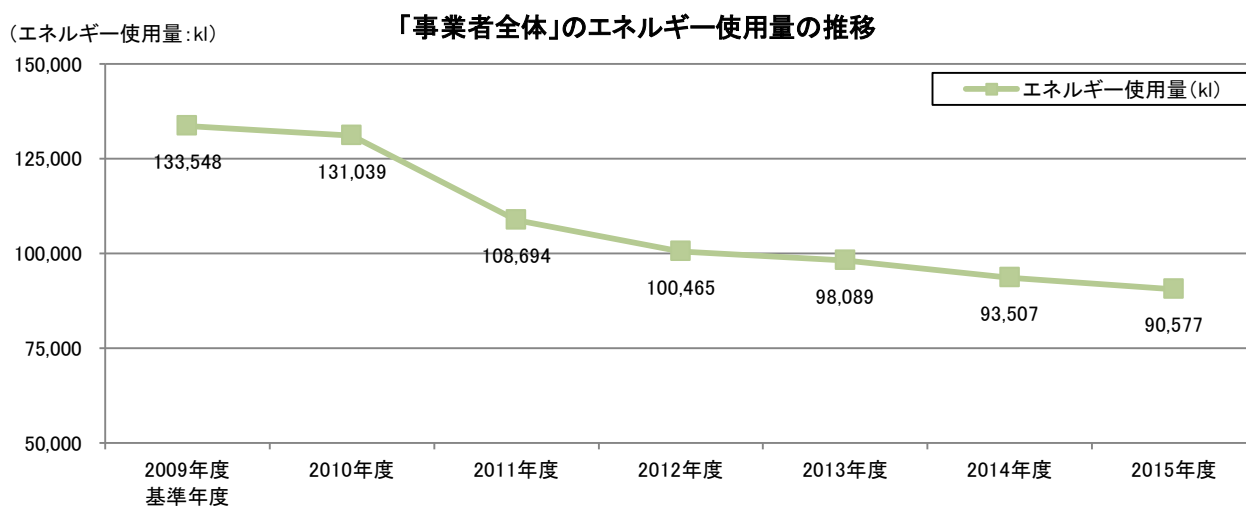
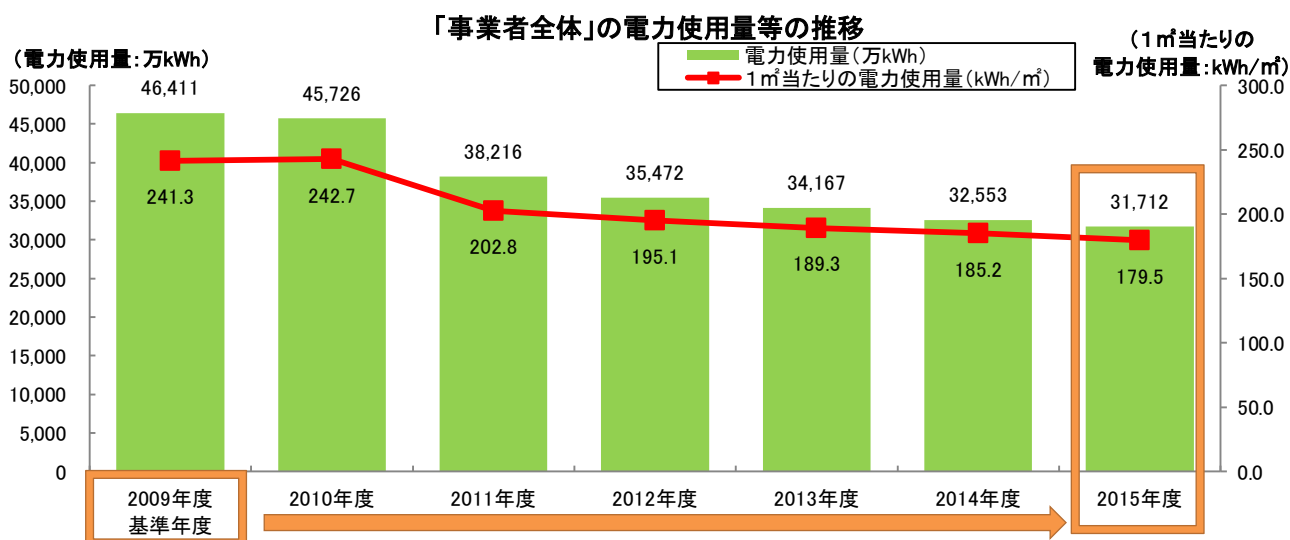
【数値目標】

会員証券会社の事業者全体の床面積 1 m^2 あたりの電力使用量（電力使用量の原単位）を 2009 年度比で 2020 年度において 10%以上削減し、2030 年度において 20%以上削減することとするが、これまでの削減数値実績を考慮し、削減に最大限努めるものとする。

（１）「電力使用量」は、31,712 万 kWh となり、2009 年度比 31.7%減、前年度比 2.6%減。

（２）「1 m^2 あたりの電力使用量」は、179.5 kWh/ m^2 となり、2009 年度比 25.6%減、前年度比 3.1%減。

（３）「エネルギー使用量」は、90,577kl となり、2009 年度比 32.2%減、前年度比 3.1%減。

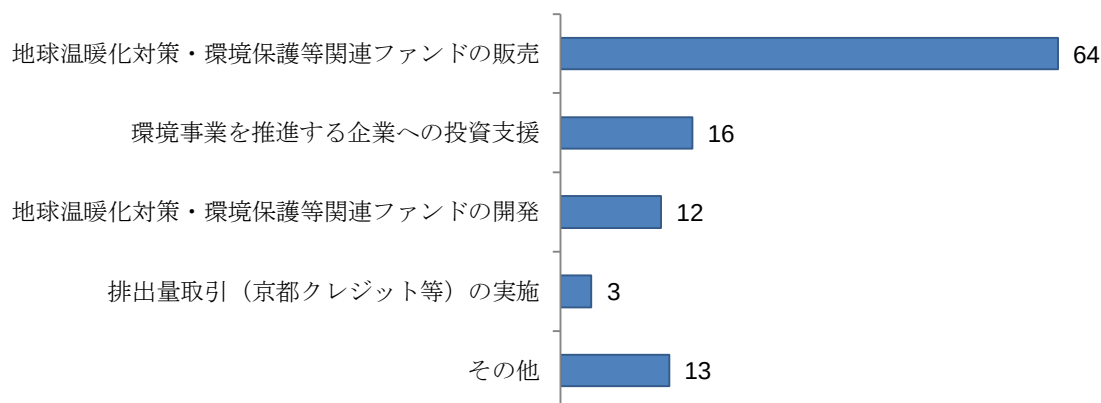


3. 環境問題への取組みに関するアンケート調査

「証券業を通じた取組み」、「地球温暖化対策」、「循環型経済社会の構築」、「社内教育及び啓発活動」及び「環境保護活動」などについて、アンケート調査を実施。

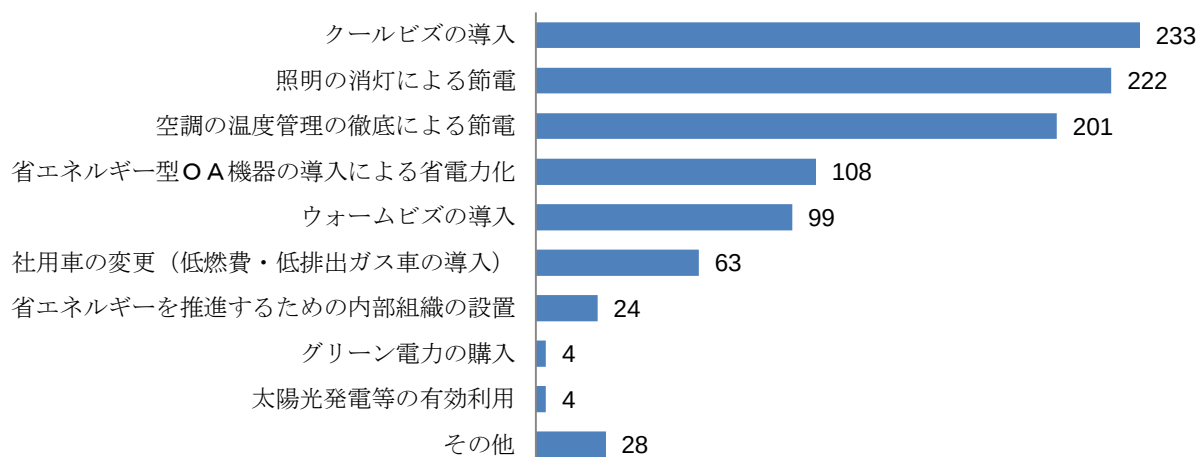
(1) 証券業を通じた取組みについて

- ・ 環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品（エコファンド等）の開発・提供等を行っている会員は76社（30.4%、前回調査68社、27.6%）。
- ・ 「地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの販売」（64社）が最も多かった。



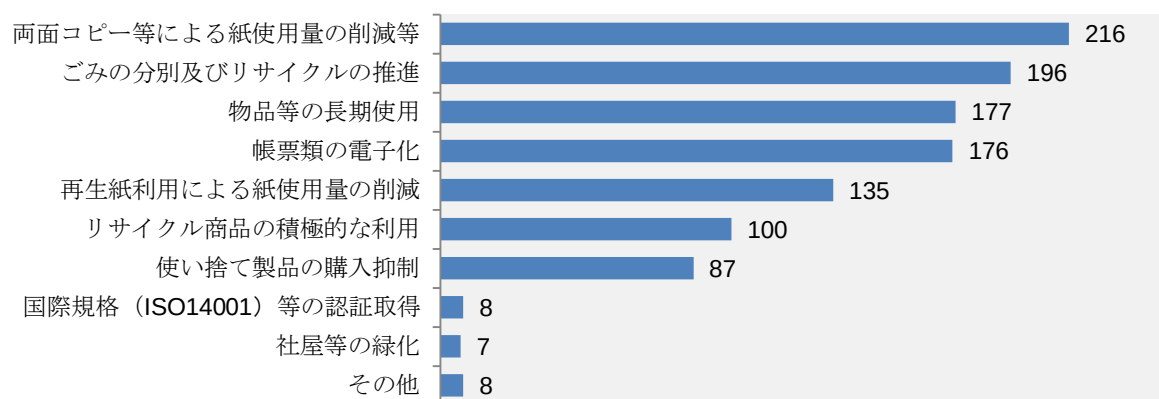
(2) 地球温暖化対策について

- ・ 省資源・省エネルギー対策に取り組んでいる会員は242社（96.8%、前回調査237社、96.3%）。
- ・ 「クールビズの導入」（233社）、「照明の消灯による節電」（222社）、「空調の温度管理の徹底による節電」（201社）が多かった。



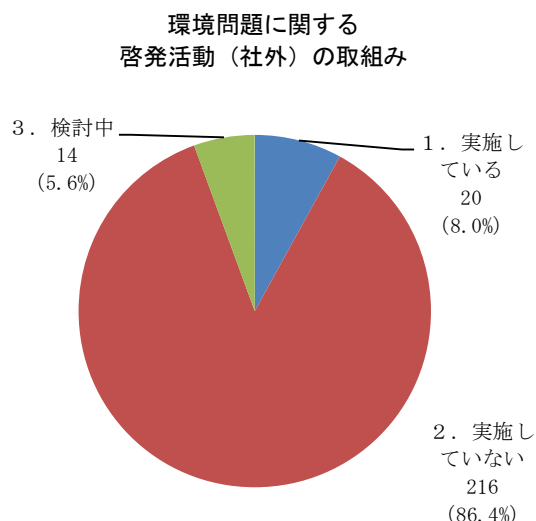
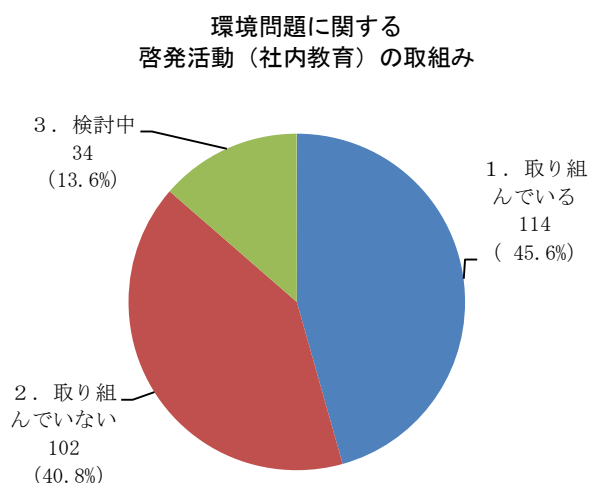
(3) 循環型経済社会の構築について

- ・ 環境負荷の軽減、資源の再利用に取り組んでいる会員は 241 社（96.4%、前回調査 230 社、93.5%）。
- ・ 「両面コピー等による紙使用量の削減等」（216 社）が最も多く、「ごみの分別及びリサイクルの推進」（196 社）、「物品等の長期使用」（177 社）が続いている。



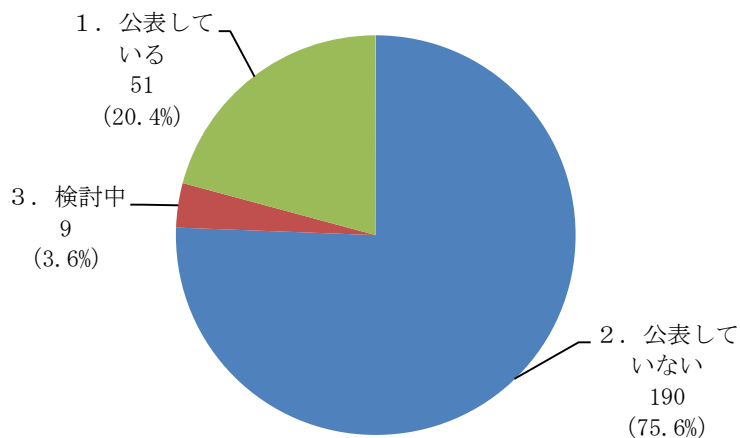
(4) 社内教育及び啓発活動について

- ・ 環境問題に関し、啓発活動（社内教育）に取り組んでいる会員は 114 社（45.6%、前回調査 116 社、47.2%）であった。一方、社外への啓発活動を実施している会員は 20 社（8.0%、前回調査 23 社、9.3%）にとどまった。



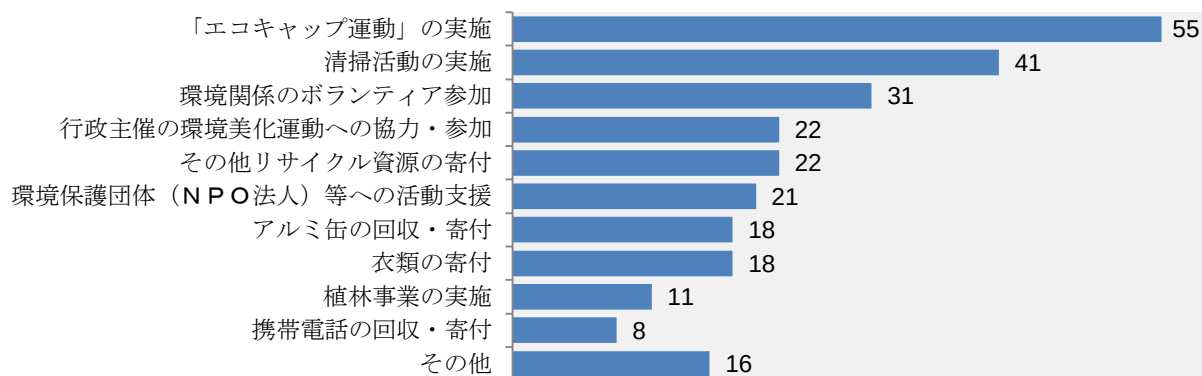
(5) 環境問題に対する取組状況の情報発信について

- ・ 環境問題に対する自社の取組状況を公表している会員は、51 社 (20.4%、前回調査 56 社、22.8%) であった。



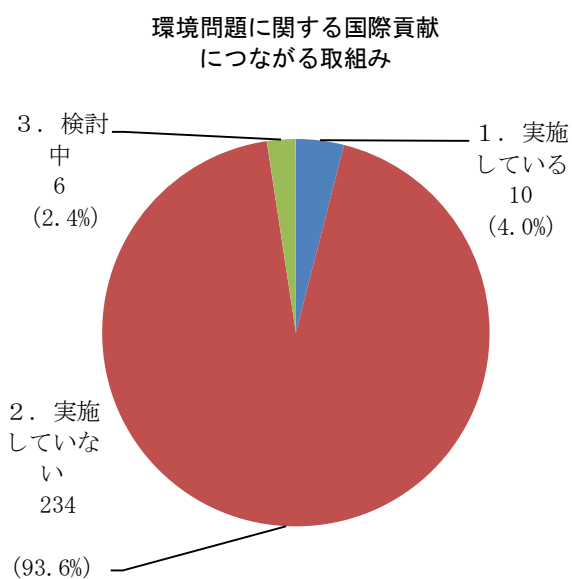
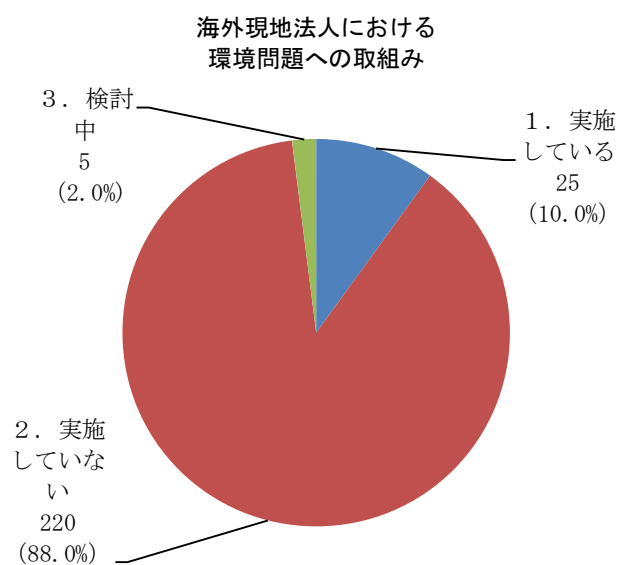
(6) 環境保護活動について

- ・ 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等を実施している会員は 104 社 (41.6%、前回調査 104 社、42.3%)。
- ・ 「エコキャップ運動の実施」 (55 社) や「清掃活動の実施」 (41 社) などが多く見られた。



(7) 環境問題に関する国際的な取組みについて

- ・ 海外現地法人において、環境問題への取組みを実施している会員は 25 社（10.0%、前回調査 24 社、9.8%）であった。
- ・ また、環境問題に関する国際貢献につながる取組みを実施している会員は 10 社（4.0%、前回調査 11 社、4.5%）であった。



以 上